

工事品質評価型入札制度について

1. 目的

努力した業者が報われるような仕組みを構築することにより、技術と経営に優れた地元の建設業者の育成を図る。

2. 制度の概要

(A) 品質評価点の付加

経営事項審査結果通知書の総合評定値（以下「客観点数」という。）に加えて、工事成績をはじめとする明石市独自の評価項目による評価点数（以下「品質評価点」という。）を付加する。

(1)品質評価点を付加する対象業者

市内に本店を置いている業者（市内業者）

(2)品質評価点を付加する工種

「土木一式工事」及び「建築一式工事」

(3)品質評価点の適用期間

当該年度の7月1日から翌年度の6月30日まで（※毎年7月1日に更新）

(4)品質評価点の適用方法

品質評価点の付加対象業者及び付加工種を対象とする制限付一般競争入札においては、客観点数と品質評価点数の合計点数（以下「品質評価合計点」という。）による入札参加要件を設ける。（※付加対象業者以外の業者や付加工種以外の工種については客観点数のみによる入札参加要件を設ける。）

なお、品質評価合計点による入札参加要件は、基本的に別紙の「等級格付け及び発注標準」に基づき設定する。

$$\boxed{\text{客観点数（経営事項審査結果の総合評定値P）}} + \boxed{\text{品質評価点（評価項目の合計点数）}} = \boxed{\text{品質評価合計点}}$$

(5)品質評価点の公表

自社の品質評価点（評価項目ごとの内訳を含む）及び品質評価合計点は明石市電子入札システムにおいて確認できる。

(6)評価項目

評価項目	評価内容	評価点の考え方
① 工事成績の平均(加減点)	過去3年度分の工事成績評定点の平均点に応じて加減点を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種ごとに過去3年度分の工事（前年度の3月31日までに完成した工事）の工事成績評定点の平均（小数第一位四捨五入）により評価点を算出する。 ・ 平均点が65点のとき評価点を0点とし、平均点±1点ごとに評価点±5点とする。 ・ 評価点の加点の最大は100点とする。（⇒平均点が85点以上であれば、評価点は+100点となる。） ・ 評価点の減点の最大は55点とする。（⇒平均点が54点以下であれば、評価点は-55点となる。） ・ 対象工種は土木一式工事または、建築一式工事とする。また、一括評定を行った工事については1件として算出する。
② 直近の工事成績(加減点)	過去1年度分の工事1件ごとに、工事成績評定点に応じて加減点を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種ごとに過去1年度分の工事（前年度の3月31日までに完成した工事）1件ごとの工事成績評定点により評価点を算出する。 ・ 75点を超える工事1件ごとに（工事成績評定点-75）×2点を加点する。 ・ 65点を下回る工事1件ごとに（65-工事成績評定点）×2点を減点する。 ・ 対象工種は土木一式工事または、建築一式工事とする。また、一括評定を行った工事については1件として算出する。
③ 指名停止(減点)	指名停止を受けた業者について、指名停止期間に応じて減点を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度に受けた指名停止の期間1ヶ月につき20点を減点する。 ・ 複数年度に渡る期間の指名停止の場合、それぞれの年度に受けた指名停止期間に応じて、対応する年度で減点を行う。この場合、4月1日をまたぐ1ヶ月分は、前の年度の減点分とする。 （例えば、平成28年2月15日から平成28年5月14日までの3ヶ月の指名停止の場合、平成28年度の評価点が-40点（2ヶ月分）、平成29年度の評価点が-20点（1ヶ月分）となる。）

④ 技術力 (加点)	監理・主任技術者名簿に記載されている技術者の人数に応じて加点を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点での監理・主任技術者名簿に記載されている土木一式工事または建築一式工事における技術者1名ごとに、当該資格の種類及び級等に関係なく工種ごとに1点を加点する。なお、1人の技術者が土木一式工事と建築一式工事の両方の資格を持っている場合は、それぞれの工種で1点ずつ加点する。 ・最大評価点は+20点とする。(⇒当該工種の技術者数が20人以上であれば、評価点は+20点となる。) ・過去3年度分の工事(前年度の3月31日までに完成した工事)の工事成績評定点の平均(小数第一位四捨五入)が65点以下の場合には、加点は行わない。
⑤ 地域貢献 (加点)	市内に本店を置いてからの営業年数に応じて加点を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点での、市内に本店を置いての営業年数に1年につき1点の加点を行う。 ・最大評価点は+20点とする。(⇒市内に本店を置いての営業年数が20年以上であれば、評価点は+20点となる。) ・過去3年度分の工事(前年度の3月31日までに完成した工事)の工事成績評定点の平均(小数第一位四捨五入)が65点以下の場合には、加点は行わない。
⑥ その他 (加減点)	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市における入札・契約に関して不正等を行った業者に減点を行い、情報提供者に加点を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ④明石市の入札・契約における不正等に関する加減点 <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し不正等を行ったと認められる場合に20点の減点を行う。 ・不正等を行ったと認められる案件において、信憑性の高い情報の提供者に10点の加点を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO9001及びISO14001の認証取得業者に加点を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ISO認証取得に関する加点 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点でのISO9001及びISO14001の認証取得業者に、それぞれ5点の加点を行う。(両方取得している場合には、合計10点の加点となる。)

<ul style="list-style-type: none"> ・明石市と災害協力協定を締結している者等に加点を行う。 	<p>◎災害協力協定締結に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点において、下記の⑦又は⑧のいずれかに該当する者に5点の加点を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ⑦明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している者 ⑧明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している団体に加入している者
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放への取り組みを行っている者に加点を行う。 	<p>⑨暴力追放への取り組みに関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点において、下記の⑦又は⑧のいずれかに該当する者に5点の加点を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ⑦兵庫県暴力追放協議会に加入している者 ⑧不当要求防止責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を修了している者
<ul style="list-style-type: none"> ・優良工事表彰を受けた者に加点を行う。 	<p>⑩優良工事表彰に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年度分の工事（前年度の3月31日までに完成した土木一式工事または建築一式工事）について、明石市の優良工事表彰1件につき5点の加点を行う
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を積極的に雇用している者に加点を行う。 	<p>⑪障害者の積極的雇用に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者が前年度3月31日時点において法定雇用障害者数以上の人数を雇用している場合に10点の加点を行う。 ・雇用の義務を有しない者（従業員50人未満の事業主）が前年度3月31日時点において雇用している場合に10点の加点を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・若年技術者を積極的に雇用した者に加点を行う。 	<p>⑫若年技術者の積極的雇用に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度4月1日～3月31日の間に、若年技術者（満29歳以下）を雇用期間に定めなく新たに正規雇用した場合、当該年度に新規採用者1名当たり5点の加点を行う。 ・ただし、2名以上の新規採用は上限10点とする。

<p>・あかし子育て応援企業の認定取得している者等に加点を行う。</p>	<p>⑨あかし子育て応援企業の認定取得に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点において、下記の⑦又は⑩のいずれかに該当する者に5点の加点を行う。 ⑦あかし子育て応援企業の認定取得している者 ⑩あかし子育て応援企業の認定取得している団体に加入している者
<p>・兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している者等に加点を行う。</p>	<p>⑩兵庫県との男女共同参画社会づくり協定締結に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点において、下記の⑦又は⑩のいずれかに該当する者に5点の加点を行う。 ⑦兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している者 ⑩兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している団体に加入している者
<p>・神戸保護観察所へ協力雇用主として登録している者に加点を行う。</p>	<p>⑪神戸保護観察所への協力雇用主としての登録に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月31日時点において、神戸保護観察所へ協力雇用主として登録している者に5点の加点を行う。
<p>・刑務所出所者等を雇用した者に加点を行う。</p>	<p>⑫刑務所出所者等の雇用に関する加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸保護観察所に協力雇用主として登録がある者(事後に登録を行う者を含む)が前年度4月1日～3月31日の間に、下記の⑦又は⑩のいずれかに該当する者を同一人で3ヵ月以上雇用した場合に10点の加点を行う。 ⑦前年度(加点対象となる雇用の事実があった年度)以前3年度の間に刑事施設を出所または少年院を出院した者 ⑩更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に定める保護観察対象者または同法第85条に定める更生緊急保護の対象者(これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。)

<p>・建設業労働災害防止協会（建災防）実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績がある者に加点を行う。</p>	<p>⑬建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績に関する加点</p> <p>・前年度4月1日～3月31日の間に、建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績がある者に5点の加点を行う。</p>
<p>・安全衛生優良企業の認定を取得している者に加点を行う。</p>	<p>⑭安全衛生優良企業の認定に関する加点</p> <p>・前年度3月31日時点において、安全衛生優良企業の認定を取得している者に5点の加点を行う。</p>

※⑮～⑭については、毎年度申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

(B) 工事成績を入札参加要件とする工事の発注

上記の品質評価合計点による入札参加要件に加えて、品質評価点の評価項目「①工事成績の平均」における過去3年度分の工事成績評定点の平均点（以下「工事成績の平均評定点」という。）が一定水準以上であることを入札参加要件とする工事案件を発注する。

(1)対象工種

明石市及び明石市水道局が発注する工事のうち、次の工種からそれぞれ選定する。

⑦土木一式工事

ただし、市内業者のみが参加できる工事に限る。また、施工実績等を入札参加要件とする工事、複数工種を入札参加要件とする工事、総合評価落札方式により入札を行う工事、単価契約による工事及び再発注の工事を除く。（下記⑧において同じ。）

⑧建築一式工事

(2)発注期間

毎年7月1日から翌年の6月30日まで

(3)工事の区分及び参加要件

(a)工事成績優良業者対象工事

工事成績の平均評定点が75点以上の者であり、かつ、同期間内に2件以上の評定を受けており、当該工事発注の公告日から起算して1年以内に明石市の指名停止措置を受けていない者

(b) 70点以上の業者対象工事

工事成績の平均評定点が70点以上の者

(c)65点以上の業者等対象工事

工事成績の平均評定点が65点以上の者又は過去3年度において工事成績の評定を受けていない者

(4)発注件数

工事成績を入札参加要件とする工事の発注予定件数は、次のとおりとする。

(a)工事成績優良業者対象工事

各工事成績優良業者数に2分の1を乗じて得た数（小数点以下は切り捨て）

※ただし、該当工事がない場合を除き、すべての工事成績優良業者が最低1件以上の工事に入札参加できるよう決定する。

(b)70点以上の業者対象工事

上記(1)の㉗及び㉘それぞれの前年度発注件数の約15%

(c)65点以上の業者等対象工事

上記(1)の㉗及び㉘それぞれの前年度発注件数の約25%

(5)工事の選定及び発注方法

工事成績を入札参加要件とする工事は、次の区分に応じ、それぞれの区分ごとに定める方法により選定し、発注するものとする。

(a)工事成績優良業者対象工事

工事の規模、内容等により工事を選定し、発注する。また、予定価格及び低入札調査基準価格等は事後公表とする。

(b)70点以上の業者対象工事及び65点以上の業者等対象工事

別記の予定価格区分の中から、対象工事を選定し発注する。

なお、当該工事の発注は、予定した発注件数に達するまで実施することとし、翌年6月30日までに実施できなかったものについては、発注は行わない。

(別記)

	土木一式工事	建築一式工事
予定 価格 区分	① 4,000万円以上	① 5,000万円以上
	② 2,000万円以上4,000万円未満	② 5,000万円未満
	③ 2,000万円未満	

3. 等級格付け及び発注標準

工種	等級格付け		発注標準	
	等級	点数	標準範囲	市内業者等の特例範囲
土木一式工事	A	1,150点以上		2,500万円以上
				2億円未満
	B	830点以上	1億5,000万円以上	2,000万円以上
		1,149点以下	2億円未満	1億5,000万円未満
	C	740点以上	8,000万円以上	1,500万円以上
		829点以下	1億5,000万円未満	8,000万円未満
	D	650点以上	4,000万円以上	1,000万円以上
		739点以下	8,000万円未満	4,000万円未満
E	610点以上	2,500万円以上	1,000万円未満及び	
	649点以下	4,000万円未満	1,000万円以上 2,500万円未満	
F	500点以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
	609点以下	2,500万円未満		
G	499点以下	1,000万円未満		

工種	等級格付け		発注標準	
	等級	点数		等級
建築一式工事	A	1,150点以上		2,000万円以上
	B	780点以上	1億円以上	1,000万円以上
		1,149点以下	3億円未満	1億円未満
	C	650点以上	5,000万円以上	1,000万円未満及び
		779点以下	1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満
D	540点以上	2,000万円以上	1,000万円未満及び	
	649点以下	5,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	
E	539点以下	1,000万円未満		

工種	等級格付け		発注標準	
	等級	点数	標準範囲	市内業者等の特例範囲
舗装工事	A	900点以上	5,000万円以上	1,000万円以上
			1億5,000万円未満	5,000万円未満
	B	540点以上 899点以下	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満及び
			5,000万円未満	5,000万円以上 1億5,000万円未満
C	539点以下	1,000万円未満		

(備考) ※「3 等級格付け及び発注標準」記載の3表に共通の事項です。

- 1 「市内業者等の特例範囲」とは、市内業者（明石市内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者）及び準市内業者（明石市内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者）を「標準範囲」以外に発注標準とする範囲をいう。
- 2 契約予定金額が8,000万円以上の場合は、原則として特定建設業の許可を受けている者とする。
- 3 記載の3工種以外の工種については、必要に応じて経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値により参加資格を定める。
- 4 特殊な工事、高度な技術を要する工事については、別途参加資格を定めるものとする。
- 5 記載の3工種についても、「発注標準」はあくまで標準とし、参加資格は個々の入札案件ごとに必要に応じて定める。

4. 取扱開始期日

この「工物品質評価型入札制度について」は、平成30年7月1日から適用するものとする。